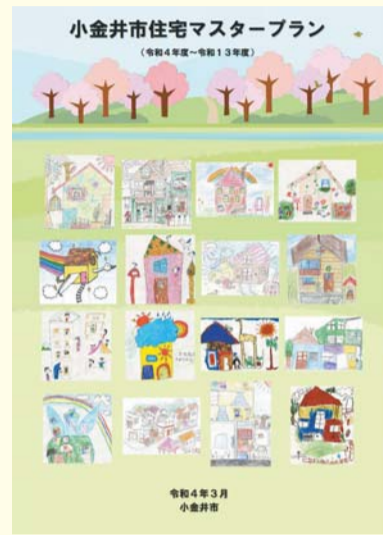


住宅マスタープランを策定しました

☎まちづくり推進課住宅係 (☎042-387-9861)

住宅マスタープランは、市の住宅政策の総合的な計画として住宅政策の基本目標や施策などを示しています。住宅マスタープランの中では、「安全かつ快適で 自然と調和した 誰もが暮らしやすいまち」を将来像として、住宅施策を進めていきます。

この住宅マスタープランの表紙には、「あなたが将来住みたい家」をテーマに絵を募集し、206作品の応募がありました。その中から表紙に16作品を選び、選ばれたお子さまを表彰しました。



居住支援協議会を 設立しました

居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき設立し、不動産関係団体、福祉関係団体および市が協力して、住宅確保に配慮を要する方を支援していく組織です。市も1団体として会に参加し、小金井市が住みやすいまちになるよう関係機関と連携していきます。



☎まちづくり推進課住宅係 (☎042-387-9861)

ブロック塀等撤去助成制度を ご活用ください！



市では、一定の条件に該当するブロック塀等の撤去に係る費用の一部を助成しています。

対▷地域防災計画に位置付けられた避難路に該当する道路に面するもの
▷道路面からブロック塀等の上部までの高さが1mを超えるもの（擁壁の上にあるものは擁壁の上部からの高さが0.6mを超えるもの）

▷地震発生時に倒壊の恐れがあるもの
■助成金額20万円を上限に、撤去費用の3分の2に相当する額（千円未満は切り捨て）と、助成対象となるブロック塀等の延長に1m当たり1万円を乗じて得た額を比較して低い額

他詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

☎まちづくり推進課住宅係 (☎042-387-9861)

マンション管理計画認定制度が始まります

マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、4月からマンション管理計画認定制度が始まりました。

当該法律が改正されたことにより、市ではマンション管理適正化推進計画を策定しました。市は、マンション管理計画認定制度により、一定の基準に適合すると認められるときは、これを認定することができることとなりました。これにより、区分所有者全体の管理への意識が高く保たれ、管理水準を維持向上しやすくなり、売却・購入予定者だけでなく、マンションに継続して居住する区分所有者にとってもメリットが期待されています。

詳細については、まちづくり推進課までお問い合わせください。

☎まちづくり推進課住宅係 (☎042-387-9861)

木造住宅耐震改修等 助成制度を ご活用ください

市では、一定条件の木造住宅の耐震改修等の費用の助成を行っています。このたび、助成制度の内容の一部を改正し、一定の要件を満たす住宅の除却も制度の対象としました。

詳細については、まちづくり推進課までお問い合わせください。

☎まちづくり推進課住宅係 (☎042-387-9861)